

## 行政改革推進本部専門調査会（第14回）議事概要

### 1 日時

平成19年10月5日（金）10：00～12：00

### 2 場所

総理官邸4階大会議室

### 3 出席者

（委員（敬称略））

佐々木毅（座長） 清家篤（座長代理） 朝倉敏夫、稲継裕昭、薄井信明、内海房子、岡部謙治、加藤丈夫、川戸恵子、古賀伸明、田島優子、西尾勝、西村健一郎、松本英昭、丸山建藏

（政府）

山本明彦内閣府副大臣、戸井田とおる内閣府大臣政務官、福井良次行政改革推進本部事務局長、江澤岸生行政改革推進本部事務局次長、株丹達也行政改革推進本部事務局次長、藤井昭夫総務省人事・恩給局長、松永邦男総務省自治行政局公務員部長、小野晃厚生労働省政策統括官、川村卓雄人事院事務総局総括審議官

### 4 議事次第

- （1）開会
- （2）意見交換
- （3）閉会

### 5 議事の経過

「公務員の労働基本権のあり方について（報告）（素案）」について事務局より説明があった後、各委員から以下のような意見等があった。

- ・ 一定の非現業職員への協約締結権の付与を明記したことは評価できる。一方、消防・刑事施設職員の団結権問題は意見の紹介に止まっており、少なくとも今後検討するという方向性は示すべきである。争議権について、その付与と行使が一緒に議論されているが、両者は別物であり、付与した上で、行使について一定の制限をかけることが必要である。
- ・ 大阪市や社保庁の問題は例外的なものであり、これらを例として労使関係が良好でないというのはバランスに欠ける。また、大阪市や社保庁の問題が基本権の話ということにはならないのではないか。
- ・ 不適切な労使関係と基本権付与の問題は関係がない。付与しないから改善されないということもない。政府の対応能力向上の必要性は、重要であ

るが、地方公務員にも同様という理由が説明されていない。だから大阪市の例を挙げたのかもしれないが、ここは別の説明が必要ではないか。

- ・ 国民に対して、なぜ基本権かということの説明するために社保庁や大阪市の問題を例として取り上げることに意味がある。消防・刑事施設職員の問題を総論的な部分で取り上げているが、総論でこの部分だけ取り出すのはどうか。
- ・ この内容をILO勧告に照らしてみた場合、国際社会の求める水準には達していない。協約締結権の付与は一定の評価ができるが、ILOが指摘する国家運営に直接従事しない公務員への争議権の付与、消防・監獄職員への団結権付与については、両論併記に止まっている。また、ILOでは地方の職員団体制度の改正についても指摘しているが、ここでは検討されていないことも注意喚起しておきたい。
- ・ ILO勧告にどこまで沿っているかどうかとは別に、グローバルスタンダードに合わせていかなければならないということが先進国として求められているという問題意識が触れられていない。軍隊や警察は国際的な基準として基本権から当然に除外されており、このことを明記した上で、消防や刑事施設職員は各国の判断になるとした方が分かりやすい。
- ・ 一定の非現業職員に協約締結権を付与する等といったことが専門調査会の総意であるとの考え方には賛成できない。結論に対する理由の説明もなく、論理の飛躍があり、非常に理解し難い。後ろで、多くの重要な論点について意見が分かれており、今後の検討課題とされているが、むしろ、これらの論点を議論して意見を集約するのが専門調査会の任務ではないか。
- ・ 「改革の方向性」の「公務部門に優秀な人材を集め、良質な公務サービスの提供を担保」という表現では、今まで基本権の制約があったので、これらが担保されていなかったということになる。また、使用者機関の確立で記載されている人事管理制度は、使用者が主体的に取り組むものであり、「職員の意見を聴きつつ」というものではない。労使関係の自律性の確立において、「必要な行政改革の推進にも寄与する」という部分は、基本権を与えれば、首切りをしやすいという論理になると思われるが、それはどうなのか。消防職員は警察と同様であり、団結権を認めるべきでなく、今後検討するというということにも反対である。
- ・ 不適切な労使慣行があるから基本権を付与するという論理は飛躍というより破綻している。一部の自治体や教育委員会では違法な協約が締結されており、これを追認することになってしまう。基本権を認めるなら認める理由を構築する必要がある。また、300万人いる地方公務員への配慮が少ないことが気になる。「改革の方向性」として、「国における使用者機関の確立」が最初に来るのが分からない。長年省庁間で縄張り争いがあった、これを決着させたいということかもしれないが、むしろ、説明責任や

労使関係の自律性の確立が先に来るのではないか。労使関係の自律性の確立により、コスト意識が徹底されるというのは、むしろ逆ではないか。論理が飛躍した形で報告を長年にわたって残していくことには不安がある。

- ・ 今回の提言で重要なのは、労使関係の自律性の確立であり、これを最初にもってくるのではないか。これまで第三者機関に依存してきたあり方を見直し、使用者責任を持たせ、働く側にも権利を与えるというバランスを取ることで、自律性を確立させることが必要である。所掌が分かれていても、責任ある使用者をおけば良いという意見もあるが、所掌しないところと交渉しても答えが出ないのであり、一元化は必要である。
- ・ 1年前に議論が始まったときに、ニュートラルにじっくり議論しようということであったのが、ある時点から秋までに一定の方向で、となった。しかし、今日現在、議論は熟しておらず、今何かまとめるというのであれば、それぞれの意見を書くべきである。最後のところで5年程度かけてと言っているのだから、座長がここまで背負うことはない。国の使用者機関については、質の高いサービスをどう提供するかが大事であり、労使関係の観点からだけで結論を出して良いのか。「労使関係の自律性の確立」のところで、協約締結権を付与したときのデメリットに触れず、メリットだけ書いているのは公平でない。
- ・ 基本権を付与するかどうかについて裏金問題等不適切な労使慣行があったので、改革をバックアップしようということなのではないか。労使関係の自律性の確立によるコスト意識や行政能力の向上が重要なので、順番としてはこれを最初に持っていくべきである。
- ・ 「国における使用者機関の確立」が最初に出て来ることは問題があるという意見に賛成する。労使関係の自律性の確立がまずあって、説明責任の問題がバックアップとしてある。公務にも労使関係の側面があるが、これまでうまくいっていたということで軽視されてきた面がある。労使関係の自律性の確立が基本なので、ここを詳しく書くことが必要ではないか。労使関係の自律性の確立が効率化につながらないという意見はその通りであり、労使双方の責任感が必要である。消防職員が組合を作り、職員の利害を明らかにすることが規律の乱れに必ずしもつながるといったことはないのではないか。
- ・ 今の御意見が警察にも付与していいということであれば理解できるが、消防だけというなら両者の違いを説明してもらう必要がある。
- ・ 自分の主張と異なる部分もあるが、一定のものがまとめられており、一定の区切りのところで方向付けをすべきではないか。今後の課題について具体的な設計を行うことになっていくが、制度官庁に任せるべきではなく、労使代表で協議しながら、場合によっては行政法や労働法等の専門家にも参加して頂き、全面公開の下で検討を進めていくことが必要である。この

ようなことも明記すべきではないか。

- ・ この改革の方向性が総意といわれると困る人もいると思うが、すべて両論併記ではどうかということで、まとめられたのではないかと推測している。ただし、なぜこのような結論になったのかは十分な説明が必要である。
- ・ これまでの検討経過からすれば、4月に改革の方向で見直すこととされており、いろんな場面を一から議論し直すというのはどうか。検討すべき論点はあるが、ここで示された範囲は、方向性として示すべきではないか。
- ・ 協約締結権を付与する一定の非現業職員の範囲の中身も決まっていないが、この範囲の大きさによって状況は相当異なってくる。それにもかかわらず、協約締結権を認めることが良いと書いてしまうのは行き過ぎであり、両論書いて頂く必要がある。
- ・ 基本権の範囲拡大に伴うコストの記述が不十分である。大きなコストを伴う可能性のあるものはそれを上回るベネフィットを具体的に示さないと説得力がない。ベネフィットがコストを上回っていることを示せないのに、このような報告でまとめようということの無理が出ているので、一つの方向性でまとめるのではなく、コストを含め様々な議論があったことを正直に書き込んでいく必要があるのではないか。
- ・ 労使関係の自律性の確立の観点から、協約締結権の付与は考えられるが、弊害やコストもある。どうしてもまとめるということであれば、メリットやデメリットを整理した上で、付与拡大の適否について国民的な議論を通じて改革の方向性を決めていくといったところではないか。
- ・ デメリットやコストについて認識した上で、労使関係の自律性の確立について公務員制度改革全体の中で位置付けていくということであれば、大きな意見の相違は出ないのではないか。
- ・ 争議を行えば国民生活に影響はあるが、団結権や協約締結権を付与しても国民生活に直接的な影響はない。官から民への流れの中で、民間と同じ権利を与えるべきであるという議論がずっとあった。ここで、協約締結権付与を明らかにして、引き続き重要な課題を検討していくということにしないと後に続かない。
- ・ ベネフィットについては定量的に示すのは難しいし、コスト増になることは避けられない。他方で、今は一方的な業務命令を前提に仕事をしているが、基本権付与による真摯な団体交渉の促進や労使のパートナーシップ確立による効率の向上により、コスト減少の可能性もある。
- ・ 労使関係の自律性の確立のところは、一般論として異論のないところなので、そこで書かれている少なくとも一部の改革を行うことはプラスになるのではないかという方向性は出せるのではないか。その際に、コスト等を明確にしつつ、具体的に検討する必要がある項目を書き込むという形が良いのではないか。

- ・ 「改革において留意すべき点」における公務員の地位の特殊性に関する記述に関し、独法化や民営化の進展により、残った公務員はむしろ純化され、地位の特殊性や職務の公共性は高まっているということなのではないか。また、コストの記述については、その抑制だけでなく、ベネフィットがコストを上回る場合に、とすべきである。「国における使用者機関の確立」というと組織を作るような感じが強いので、明確化ということではないか。「終わりに」のところで体制整備に2, 3年、自律性の確立に2, 3年となっているが、順番の問題もあるので、合計して概ね5年というくらいではないか。
- ・ この後、どこで検討するかは重要であり、労使で十分協議し、行政法や労働法等の学者の意見も伺いながら検討すべきである。検討期間について、2年後には新たな評価制度と能力実績主義の人事管理を実施することになっており、協約締結権を付与しておくことが必要ではないか。また、行政改革推進本部は2011年6月までということもあり、速やかに取り組むべきであるということからしても、数字を入れるのはいかがなものか。
- ・ これからの検討課題として、義務教育に携わる教員の基本権の問題については別の観点からの検討が必要と考えられるので、検討課題に入れるかどうかは別として、指摘はしておきたい。
- ・ 今後の検討について、もともと政労協議から始まった話なので、そこに戻すということになるのではないか。どのような専門機関を置いて行うのかはそちらで判断することではないか。

座長より、「労使関係の自律性の確立」の部分のコアにして、順番を入れ替えたり、整理するなどの努力をすることを前提に、協約締結権の付与の部分については、その基本は維持しつつ、修正案を作成したい。コストの記述については検討事項とさせて頂く。4月のまとめを受けて、それなりの方向性を出すことについて責任を感じているので、いろいろな御意見があることは承知しているが、以上のような方向性について委員各位の了解を頂きたい、との発言があった。

次回は、10月19日（金）午前9時より開催することとされた。

以上

<文責：行政改革推進本部事務局（速報のため事後修正の可能性あり）>